

議案第40号

令和8年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和8年度幕別町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和8年度幕別町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額301,246千円は消費税資本的収支調整額39,054千円及び損益勘定留保資金262,192千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額301,323千円は消費税資本的収支調整額39,054千円及び損益勘定留保資金262,269千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第2款 簡易水道事業資本的収入	334,505千円	12,023千円	346,528千円
第1項 企業債	206,900千円	8,200千円	215,100千円
第7項 負担金	22,900千円	3,823千円	26,723千円
	支 出		
第2款 簡易水道事業資本的支出	437,836千円	12,100千円	449,936千円
第1項 建設改良費	248,025千円	12,100千円	260,125千円

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大豊簡易水道整備事業	13,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には 債権者と協定 するものによ る。ただし、町 財の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、若し は繰上償還 又は低利に借 り換えするこ とができる。	21,800	同左	同左	同左
合 計	13,600				21,800			

幕別町水道事業会計補正予算説明書
資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款 項	目	補正前 の額	補正額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
2 簡易水道事業資本的 収入		334,505	12,023	346,528			
1 企業債		206,900	8,200	215,100			
	1 建設改良費等企 業債	206,900	8,200	215,100	1 建設改良費等企 業債	8,200	4 幕別町大豊簡易水道整備事業債 8,200
7 負担金		22,900	3,823	26,723			
	1 負担金	22,900	3,823	26,723	90 その他負担金	3,823	1 その他負担金 3,823

(支出)

(単位：千円)

款 項	目	補正前 の額	補正額	合 計	節		説 明
					区 分	金 額	
2 簡易水道事業資本的 支出		437,836	12,100	449,936			
1 建設改良費		248,025	12,100	260,125			
	1 建設改良費	241,396	12,100	253,496	24 工事請負費	12,100	4 配水施設改良工事